

第4章 時系列結果の接続と調査結果を見る際の注意点

労働力調査では、調査事項等の変更等に伴う時系列の接続、基準人口の切替え、産業分類や季節調整値の改定等、結果を見る際に注意すべき点が幾つかある。本章では、時系列結果の接続と調査結果を見る際の注意点について解説する。

1 時系列結果の接続

(1) 調査事項の変更等による遡及改定に関する注意点

労働力調査の時系列結果は、最も長い系列で昭和28年1月まで遡及可能^{注1)}である。

なお、昭和28年以後、調査事項、概念の定義、標本設計などの変更に伴い、過去の値の遡及改定をこれまでに5回行っている^{注2)}。

ア 遡及改定1回目（昭和31年1月の変更）

昭和31年1月に比推定用基準人口の取り方を変更し、32年5月には基準人口を昭和30年国勢調査によるものに切り替えたために生じた断層を調整した。これに伴う遡及改定の結果は『労働力調査改算結果報告』（昭和32年11月刊）にまとめている。

イ 遡及改定2回目（昭和34年1月の変更）

昭和34年1月には、労働力人口に含める年齢をそれまでの14歳から現行の15歳以上へ変更したことにより遡及改定を行った。この改定の際に『15才以上人口による労働力調査結果 昭和28年1月－昭和33年12月』（昭和34年8月刊）を刊行している。

ウ 遡及改定3回目（昭和36年10月の変更）

昭和36年7～9月に標本の規模を約2倍に拡大するとともに、調査票の様式及び推計方法を改正し、10月分から新手法による結果を公表した。これを9月分以前の結果と比較できるように、また併せて15歳以上男女別人口の基準改定による断層（昭和34年5月と6月、35年12月と36年1月、36年9月と10月）等の影響を補正するため、28年1月以降の数値を遡及改

注1) 結果の遡及が調査開始の昭和21年9月までではなく、28年1月までにとどめられた理由は、27年11月から行われた標本設計の改正（層化3段抽出から層化2段抽出への変更等）によって生じた断層が修正できなかったことによるためである。また、昭和28年1月から3月までの数値には、標本設計改正（27年末～28年初）の影響があり、28年4月以降の数値との比較には注意を要する。

注2) 昭和27年11月より前までも、我が国の実情により合ったものとするため、調査事項、諸概念の定義、標本設計等をしばしば変更した。このような変更により生じた時系列上の断層を補正し、当時の時系列の数字をまとめたものとして、『労働力調査総合報告書』（昭和27年11月刊）、『第2回労働力調査総合報告書』（昭和30年3月刊）がある。前者には、昭和22年7月から27年4月までの時系列データ、後者には、27年1月から29年12月までの時系列データを掲載している。

定した。この改定の際に『労働力調査改算結果報告 昭和 28 年 1 月～36 年 9 月』（昭和 38 年 3 月刊）を刊行している。

エ 遡及改定 4 回目（昭和 42 年 9 月の変更）

昭和 42 年 9 月には、実地調査の方法を調査員が世帯の人に質問して調査票に記入する「他計式」（ただし、世帯調査票はあらかじめ世帯が記入）から世帯の人が直接調査票に記入する「自計式」に切り替えた。これに伴い、調査票の質問形式を大幅に変更したことから、結果数値に時系列上の変化が生じた。このため、改正前の系列について時系列接続用の数値を作成し、42 年以降との接続の便を図った。この改定の結果は、報告書としては特に刊行していないが、昭和 43 年報以降の年報に一部掲載している。

オ 遡及改定 5 回目（昭和 53 年 1 月の変更）

昭和 52 年 12 月までは昭和 50 年国勢調査 1%抽出集計結果を基準人口として用いていたが、53 年 1 月から昭和 50 年国勢調査全数集計結果を基準人口とした。この確定人口による補正により、昭和 45 年 10 月から 52 年 12 月までの値を遡及改定した。このため、改定された数値は、当時の公表値である昭和 52 年以前の報告書の数値とは異なる。

なお、以後は基準人口を切り替えた際においても遡及改定を行っていない。

<参考>

ホームページ上の長期時系列データや e-Stat のデータベースは上記の遡及改定を反映したデータの整備を行っているが、刊行物で利用可能なものは下表のとおりである。

期 間	利用可能な刊行物	備 考
昭和 28～36 年	・『労働力調査改算結果報告 昭和 28 年 1 月～36 年 9 月』昭和 38 年 3 月刊 ・昭和 38 年以降の年報 [※]	昭和 36 年 7～9 月の調査改正による断層までを補正（ア～ウ）
昭和 37～41 年	・昭和 38 年以降の年報 [※]	
昭和 42～44 年 （～45 年 9 月）	・昭和 43 年以降の年報 [※]	昭和 42 年 9 月の調査改正による断層があるため、42 年平均については、改正後に補正した数値を作成（エ） なお、昭和 42 年報は暫定的な数値
昭和 45～52 年 （45 年 10 月～52 年 12 月）	・昭和 53 年以降の年報 [※]	昭和 53 年 1 月に基準人口を昭和 50 年国勢調査全数集計結果としたことによる補正（オ）
昭和 53 年～	・昭和 53 年以降の年報 [※]	5 年ごとに基準人口を新しい国勢調査結果に変更しているが、遡及改定は実施していない

※〈参考〉 年報(報告書)の表題の変遷

昭和 38～42 年：労働力調査報告（〇年年平均分）
 昭和 43～50 年：労働力調査報告（〇年年報）
 昭和 51 年～ ：労働力調査年報（〇年）

(2) 対象地域に関する注意点

- ア) 昭和 47 年 7 月以降，沖縄県も調査の範囲に含めたが，この調整は行っていない。昭和 48 年平均及び昭和 47 年 7 月から 48 年 12 月までの数値は，沖縄県を含む結果と含まない結果との両方を公表しているため，前後の増減などの計算には注意を要する。
- イ) 昭和 58 年に地域別結果を出せるよう標本拡大を行った。昭和 57 年以前は，地域別の結果は公表していない。

(3) 詳細集計と労働力調査特別調査の接続上の注意点

詳細集計は平成 14 年 1 月から開始したが，13 年以前はほぼ同じ内容を労働力調査特別調査として実施していた^{注)}（労働力調査特別調査は 14 年に労働力調査に統合し，現在に至っている。）。

このため，詳細集計では，労働力調査特別調査と調査時期や調査対象等に相違があることに留意すれば，労働力調査特別調査の結果まで遡って集計結果を比較することが可能である。

ただし，現時点の詳細集計と調査項目がほぼ同じ昭和 59 年 2 月の労働力調査特別調査から比較可能となる。

労働力調査(詳細集計)と労働力調査特別調査の主な相違点			
調査名	労働力調査(詳細集計)		労働力調査特別調査
調査時期	年	平成 14 年～	～平成 13 年
	月	毎月実施	毎年 2 月に実施。ただし，平成 11 年から 13 年までは，2 月のほかに 8 月も実施
調査対象	基本集計(約 4 万世帯)の約 4 分の 1 の世帯(約 1 万世帯)を対象		約 4 万世帯を対象。ただし，8 月調査は約 3 万世帯を対象
集計及び公表	四半期平均及び年平均を公表		調査月の単月結果を公表

(4) 基準人口の切替えに伴う注意点

労働力調査では，結果の推計（比推定）に当たり，推計人口を基準人口として利用している（詳細については第 9 章参照）。このため，国勢調査の確定人

注) 労働力調査特別調査の変遷については，第 11 章参照

口に基づく最新の推計人口（新基準）へ基準人口を切り替えることに伴い、結果数値には5年ごとに変動が生じる。基本集計の平成19年1月分（詳細集計は1～3月期平均）以降の結果の場合、算出の基礎となる人口を新基準の平成17年基準に切り替えたことにより、旧基準による18年公表値に比べ全国の15歳以上人口で約6万人の増加（詳細集計は、約5万人増加）分が含まれている。なお、昭和52年以前の結果については、基準人口の切替えに伴う遡及を行っていたが、53年以降の結果はこの調整を行っていない。これまでの基準人口切替えに伴う変動は次表のとおりである。

基準人口の切替え等による変動分（基本集計）（推計；概数）〔単位 万人，ポイント〕

	15歳以上人口	就業者数	完全失業者数	非労働力人口	完全失業率
昭和57年結果 （昭和55年国勢調査基準への切替え）	- 4	- 3	0	- 1	0.0
昭和62年結果 （昭和60年国勢調査基準への切替え）	+ 7	+ 4	0	+ 3	0.0
平成4年結果 （平成2年国勢調査基準への切替え）	-11	- 7	0	- 4	0.0
平成9年結果 （平成7年国勢調査基準への切替え）	+28	+17	+ 1	+10	0.0
平成14年結果 （平成12年国勢調査基準への切替え）	- 6	- 4	0	- 2	0.0
平成19年結果 （平成17年国勢調査基準への切替え）	+ 6	- 6	- 1	+13	0.0

（5）時系列データの利用に関する注意点

本章で述べているように、調査事項、集計項目の変更のほか、概念の定義などの改定により、長期に時系列のデータとして利用できる年次は項目ごとに異なる。利用可能な年次については、「付録3 時系列データの利用可能年次」を参照されたい。また、産業分類（及び職業分類）の改定により、産業（及び職業）別結果の全部を、長期に正確な接続をすることはできないことに注意を要する（本章の2を参照）。

なお、主要項目については、第2章の2で述べたように、ホームページ上に「労働力調査 長期時系列データ」として掲載している。

2 調査結果を見る際の注意点

(1) 基本集計と詳細集計の対象範囲の違い

基本集計には、刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域の施設内の居住者を含めているが、詳細集計では除いている。また、詳細集計では対象世帯数が基本集計の約4分の1になっている。詳細集計の算出においても、基本集計の男女、年齢階級、就業状態別人口を基準とする比推定（詳しくは第9章を参照されたい。）を用いているが、このように対象範囲が異なっていることから、基本集計と詳細集計の数値は必ずしも一致しない。

(2) 産業分類の取扱い

ア 分類改定

日本標準産業分類の改定に伴い、労働力調査の集計に用いる就業者の産業分類が改定される。各改定ごとに可能な範囲で遡及データを整備しているが、改定による分類内容の変更の影響等により、長期の正確な遡及接続はできない点に注意が必要である。

日本標準産業分類の改定回数及び時期	対応する労働力調査の時系列データの範囲
第12回（平成19年）	平成14年～
第11回（平成14年）	平成10年～21年
第10回（平成5年）	昭和28年～平成14年

改定内容、データ等の詳細は、下記URLを参照されたい。

（産業分類別の結果）<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sangyo.htm>

イ 日本郵政公社の民営・分割化

日本郵政公社が平成19年10月1日に、民営・分社化されたことに伴い、産業分類間の移動（「複合サービス事業」から「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」への移動）及び従業者規模間の移動（「官公」から「500人以上」のうち「1000人以上」への移動）があるので、産業、従業者規模別の時系列比較には注意を要する。

ウ 労働者派遣事業所の派遣社員に関する産業分類上の取扱い

労働者派遣事業所の派遣社員については、派遣元事業所の産業である「サービス業（他に分類されないもの）」に分類している。なお、派遣先の産業については調査していない^{注)}。

注) 平成22年国勢調査、平成14年及び19年の就業構造基本調査では、派遣先の産業で調査されている。

(3) 季節調整値の年次改定

ア) 毎月公表する季節調整値は、前年12月までのデータから推計した当該年の推計季節指数により算出している。毎年1月結果公表時には、前年12月までのデータに基づき過去10年間の各年各月の季節指数及び季節調整値の再計算した数値を公表するとともに、当該年の各月の推計季節指数を計算している（例：平成23年1月結果公表時には、13年1月から22年12月までの結果を遡及改定した。）。

なお、労働力調査年報には、改定後の数値を掲載している。

イ) 季節調整値の計算は、昭和47年6月までは沖縄県を除く結果を、7月以降は沖縄県を含む結果を用いて行っている。

(4) 都道府県別モデル推計値の年次改定

都道府県別結果については、時系列回帰モデルを用いて推計した結果を参考として公表している（詳しくは第9章を参照されたい。）。この時系列回帰モデルに用いるパラメーターは前年12月までの結果を基に計算する。毎年、1～3月期平均結果の公表時には、新たな1年分の結果を追加してパラメーターの再計算を行うため、前年までの各四半期平均及び年平均結果を遡及改定している。